

(2) 福祉サービスを通じた障害者のスポーツ活動支援に関する調査

1. 調査概要

1. 1 調査目的

本調査は、福祉サービスを通じた障害者の運動・スポーツ活動の支援状況を把握し、地域における障害者の継続的なスポーツ参加のための環境整備、障害者スポーツ普及のための体制づくり等の充実方策に資する情報を得ることを目的とする。

1. 2 調査方法

【調査 1】文献調査

(1) 調査方法

障害者を対象とする福祉サービスについて、余暇活動や心身の健康づくりなど、障害者スポーツとの関連を整理するため、文献や行政資料等から情報収集を行った。

(2) 調査内容

福祉サービスの種類・体系、根拠法令、実施主体、対象者(年齢、障害種別等)、目的、事業内容、福祉サービスを通じた運動・スポーツの活用例 など

(3) 調査期間

2015年9月～2015年11月

【調査 2】事例調査（ヒアリング調査）

(1) 調査方法

福祉サービスを通じた障害者の運動・スポーツ活動の支援状況について、自治体の障害福祉関連部署の担当者に対して、電話並びに現地訪問による聞き取り調査を実施した。

(2) 調査内容

担当部署、福祉サービスの概要(給付基準、算定対象等)、運営体制、特徴的な取組、事業者数・利用者数の推移、福祉サービスを利用した運動・スポーツ活動の事例、課題、利用者のニーズ など

(3) 調査期間

2015年10月～2016年1月

2. 調査結果(文献調査)

2.1 障害者スポーツ行政と福祉サービス

2011年8月、スポーツ基本法の施行により、障害者が自主的かつ積極的にスポーツを行うことができるよう、障害の種類及び程度に応じ必要な配慮をしつつ推進するとの理念が掲げられた。これを受けて、2014年4月には、障害者スポーツ行政が厚生労働省から文部科学省に移管された。ただし、障害者の社会参加やリハビリテーションの観点から行う事業については、引き続き厚生労働省が所管している。そこで、行政が根拠法令に基づき障害福祉施策として広く展開している各種福祉サービスに関して、運動・スポーツがどのように取り入れられ、実際に活用されているのか、その現状や課題を把握する必要がある。

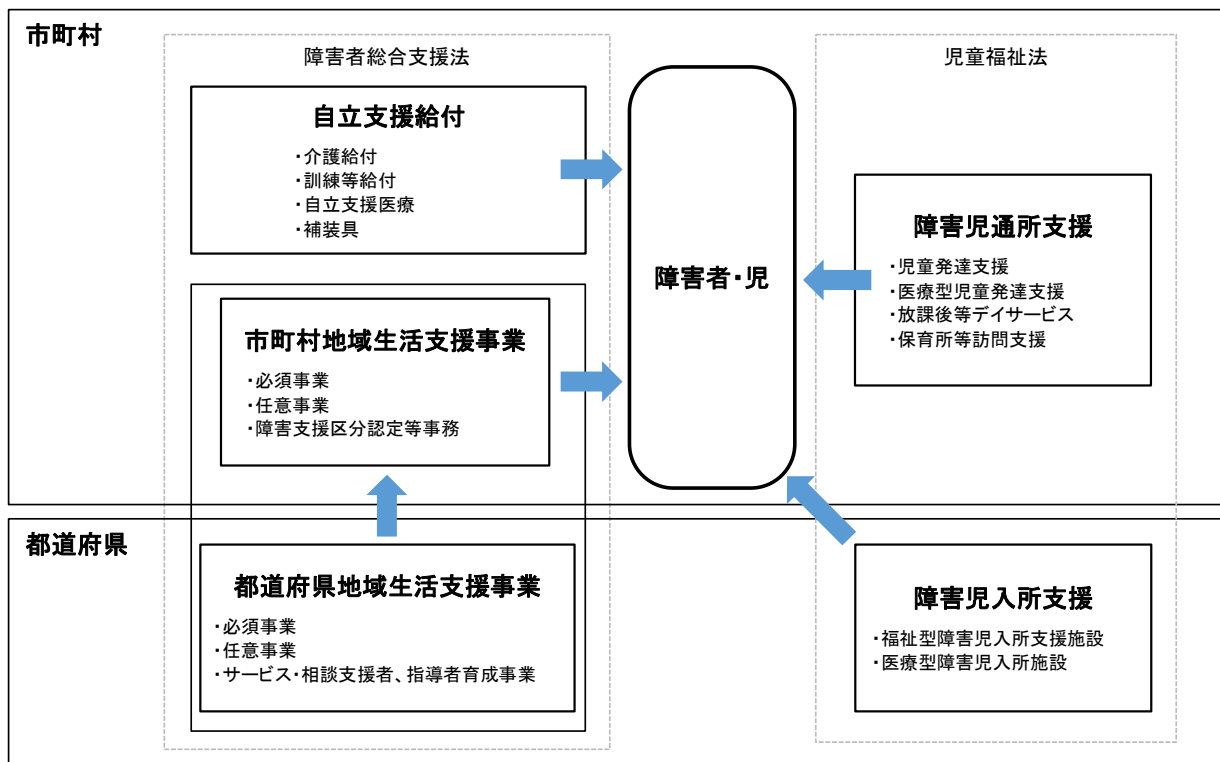
2.2 福祉サービスの概要

図表 2-1 に、本調査で扱う福祉サービスの概要を示した。

はじめに、障害者総合支援法に基づく福祉サービスは、全国一律の基準で個別に支給が決定される「自立支援給付」と、市町村及び都道府県が地域の状況に応じて提供する「地域生活支援事業(市町村地域生活支援事業・都道府県地域生活支援事業)」により構成されている。それぞれ、サービスの内容は、日常生活の介護から就労、社会参加の支援まで多岐にわたる。自立支援給付と地域生活支援事業の組み合わせによって、障害者及びその家族・介護者への総合的な支援が行われる。

なお、「都道府県地域生活支援事業」については、福祉サービスに関わる市町村相互間の連絡調整や広域的な支援事業が主であるため、本調査では市町村が実施主体となる「市町村地域生活支援事業」の内容を扱うものとする。

図表 2-1 福祉サービスの概要



次に、児童福祉法に基づく福祉サービスは、市町村が実施主体となる「障害児通所支援」と、都道府県が主体の「障害児入所支援」に分けられる。これまで、障害児を対象とする施設入所等の事業は児童福祉法に、かつての児童デイサービス等の事業は障害者自立支援法(現:障害者総合支援法)に基づき実施されてきたが、2012年4月の制度再編に伴い、児童福祉法を根拠とするサービス体系に一本化された。

自立支援給付、市町村地域生活支援事業、障害児通所支援、障害児入所支援の個別事業については、各自治体もしくはそれぞれの自治体が認可した福祉サービス事業者によって、必要とする者に必要とする量のサービスが提供されている。

2.3 障害者総合支援法に基づく福祉サービス

(1) 自立支援給付と運動・スポーツの関わり

自立支援給付は、「介護給付」「訓練等給付」「自立支援医療」「補装具」で構成されている。さらに、介護給付はそのサービス内容から「訪問系」「日中活動系」「施設系」、訓練等給付は「訓練系」「就労系」「居住系」に分類することができる。

図表2-2には、自立支援給付の各事業名及び事業内容の一覧とともに、それぞれのサービスにおける運動・スポーツの実施・活用の実態と具体例を示した。

訪問系のサービス

「居宅介護(ホームヘルプ)」は、自宅における身体介護、家事援助、通院等介助等の生活全般の支援を目的としており、余暇活動や運動・スポーツ活動等への支援は特に想定されていない。

「同行援護」は、視覚障害によって著しく移動が困難な障害者を対象に外出時の支援をするものであり、日常生活における余暇活動のための外出時にも利用することができる。

「行動援護」は、知的障害または精神障害により、著しく移動が困難な障害者に対して、外出時の介護や必要な援助をするものであり、同行援護と同様にレクリエーションを目的とした利用も可能である。

日中活動系のサービス

「生活介護」のサービス内容には、入浴や食事の介助だけではなく、余暇活動の支援も含まれている。生活介護を提供する入所施設等では、日中活動のメニューのひとつとしてスポーツ・レクリエーション活動が広く取り入れられている。平成25年度文科省調査では、8割の入所施設が日中の活動として、「散歩」や「体操」、「ふうせんバレー」、「ボッチャ」等、誰もが参加できる種目や専門性がなくても比較的指導しやすい種目を中心に、スポーツ・レクリエーション活動の機会を提供していることが明らかとなった。

訓練系・就労系のサービス

「就労継続支援(A型・B型)」は、働く場を提供するとともに、就労に必要な知識や能力向上のための訓練などを提供するサービスであるが、機能訓練やリハビリテーション、健康づくりの一環として、運動・スポーツ活動が取り入れられている場合がある。

施設系・居住系のサービス

「施設入所支援」は直接的に運動・スポーツに関するものではないが、前述の入所施設におけるスポ

ーツ・レクリエーション活動を含む「生活介護」の実施場所として、障害者スポーツの環境整備に関連するサービスであると言える。

「共同生活援助(グループホーム)」は、主に夜間や休日、共同生活を行う住居での介護を行うものであるが、日常生活の支援のひとつとして、休日や余暇時間に「散歩」等の軽運動が取り入れられている場合がある。

(2) 市町村地域生活支援事業と運動・スポーツの関わり

市町村地域生活支援事業は、「障害支援区分認定等事務」のほか、全ての市町村で実施される「必須事業」と、市町村の判断・裁量により実施される「任意事業」に分けられる。

図表 2-3 には、市町村地域生活支援事業の一覧とともに、各サービスにおける運動・スポーツの実施・活用の実態及び具体例を示した。なお、表中に記載の任意事業については、全国の市町村が実施するすべての事業を網羅するものではない。

市町村地域生活支援事業における必須事業

必須事業のひとつである「移動支援」は、屋外での移動が困難な障害者に対して、社会生活上必要不可欠な外出や余暇活動等の社会参加を促すために外出時の移動を支援するものである。実施方法や基準は自治体によって様々であるが、主に①ヘルパーがマンツーマンで対応する「個別支援型」、②ヘルパーが同時に複数の障害者を支援する「グループ支援型」、③福祉バス等の車両巡回による「車両移送支援型」がある。余暇活動の充実を目的に利用することができるため、地域在住の障害者が日常生活の中で、継続的に運動・スポーツが実施できる環境を考えていく上で、重要な福祉サービスであると考えられる。

ただし、地域生活支援事業の特性として、各自治体の裁量により実施されることから、市町村によって給付基準が異なり、対象となる障害の種類・程度、年齢、移動支援の対象となる活動内容や利用可能範囲、月当たりの給付量などに地域差が生じているなどの課題がある。

「地域活動支援センター」は、地域の状況に応じて、創作的活動や生産活動の機会を提供するとともに、障害者の社会との交流を促進することを目的としている。地域活動支援センターで開催する日中活動の支援プログラムや教室等で運動・スポーツ、レクリエーション活動が行われる場合がある。

市町村地域生活支援事業における任意事業

任意事業である「日中一時支援」は、福祉サービスの事業所や障害者支援施設、学校等の空きスペースに障害者の日中活動の場を確保することで、日常的に介護をしている家族の就労支援や一時的な休息を目的とするサービスである。日中一時支援の活動内容として、事業者が運動・スポーツを提供する場合がある。

また、同じく任意事業のひとつである「スポーツ・レクリエーション教室開催等事業」は、社会参加促進並びに障害者スポーツの普及等を目的に、スポーツ教室やふれあいスポーツ大会の開催、都道府県障害者スポーツ大会への参加支援などを実施するものである。平成 24 年度文科省調査では、障害福祉・社会福祉関連部署において障害者スポーツを主管する自治体の3割強が、障害者スポーツ大会などの実施に際して「スポーツ・レクリエーション教室開催等事業」を活用していた。

図表 2-2 自立支援給付と運動・スポーツの関わり

区分	事業名	内容	運動・スポーツの実施・活用	具体例	
介護給付	訪問系	居宅介護(ホームヘルプ)	自宅での入浴、排せつ、食事の介護等		
		重度訪問介護	常に介護を要する者に対し、自宅での入浴、排せつ、食事の介護、外出等の総合的支援		
		同行援護	視覚障害により、移動が困難な者に対する情報の提供、移動の援護等の外出支援	○	公共スポーツ施設等への移動
		行動援護	自己判断能力が制限されている人に対する危険回避に必要な支援や外出支援	○	公共スポーツ施設等への移動
		重度障害者等包括支援	介護の必要性がとて高い人に対する、居宅介護等複数サービスによる包括的な支援		
	日中活動系	生活介護	昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動または生産活動の機会を提供	○	施設入所者の日中活動のプログラムとして
		短期入所(ショートステイ)	短期間、夜間も含め施設等での、入浴、排せつ、食事の介護等	○	短期入所利用者の日中活動のプログラムとして
		療養介護	医療機関での機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話		
	施設系	施設入所支援	施設に入所する人に対する、夜間や休日における、入浴、排せつ、食事の介護等	○	施設入所者の活動場所
	訓練等給付	訓練系 就労系	自立訓練(機能訓練・生活訓練)	一定期間、身体機能または生活能力の向上のために必要な訓練を行う	○
就労移行支援			就労希望者に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のための訓練を行う		
就労継続支援(A型・B型)			働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行う	○	就労支援施設利用者の日中活動のプログラムとして
居住系		共同生活援助(グループホーム)	夜間や休日、共同生活を行う住居での、入浴、排せつ、食事の介護等	○	余暇時間の活動内容として
自立支援医療	更生医療	治療による効果が確実に期待できる場合に、更生に必要な自立支援医療費の支給を行う			
	育成医療	障害児に対して、生活の能力を得るために必要な自立支援医療費の支給を行う			
	精神通院医療	通院による精神医療を継続的に要する者に対し、自立支援医療費の支給を行う			
補装具	補装具	補装具を購入する費用の支給を行う			

図表 2-3 市町村地域生活支援事業と運動・スポーツの関わり

区分	事業名	内容	運動・スポーツの実施・活用	具体例
必須事業	理解促進研修・啓発	社会的障壁の除去、障害等の理解を深めるための研修・啓発	○	ボランティア研修会・養成講座
	自発的活動支援	ピアサポート、災害対策活動など、地域における自発的な取り組みを支援		
	相談支援	当事者や家族への情報提供等の支援、協議会や基幹相談支援センターの設置		
	成年後見制度利用支援	知的障害者または精神障害者に対する成年後見制度の利用支援		
	成年後見制度法人後見支援	法人後見の研修、法人後見活動の支援		
	意志疎通支援	手話通訳者、要約筆記者等の派遣		
	日常生活用具給付等	日常生活用具の給付または貸与		
	手話奉仕員養成研修	聴覚障害者等との交流活動の促進、手話奉仕員の養成研修		
	移動支援	社会生活上必要な外出及び余暇活動、社会参加のための移動を支援	◎	公共スポーツ施設等への移動活動時間中の支援
	地域活動支援センター	創作的活動または生産活動の機会の提供、社会との交流の促進	○	日中活動の支援プログラムとして
任意事業	福祉ホーム運営	住居を求めている者に対する居室等の提供、日常生活の支援		
	日中一時支援	日中活動の場の提供、家族の就労支援や介護者の一時的休息	○	日中活動や余暇支援のプログラムとして
	スポーツ・レクリエーション教室開催等	スポーツ・レクリエーション教室や障害者スポーツ大会の開催	◎	障害者スポーツ大会、運動会の開催

注 1) 表中の任意事業について、市町村が実施する全ての事業を網羅するものではない。

注 2) 調査 1(文献調査)及び調査 2(事例調査)の結果に基づき、「運動・スポーツの実施・活用」欄に○または◎を示している。

2. 4 児童福祉法に基づく福祉サービス

(1) 障害児通所支援・障害児入所支援と運動・スポーツの関わり

図表 2-4 に児童福祉法に基づく福祉サービスの一覧と運動・スポーツの関わりを示した。障害児(18歳未満)を対象として、市町村では「障害児通所支援」、都道府県では「障害児入所支援」が実施されている。

障害児通所支援

市町村が実施主体の障害児通所支援は、「児童発達支援」や「放課後等デイサービス」などがある。「放課後等デイサービス」では、就学中の児童・生徒に対し、放課後や夏休等の長期休暇において、生活能力の向上のための支援を継続的に提供するとともに、放課後等の居場所づくりを推進している。

近年、制度改正に伴い、放課後等デイサービスの民間参入が認められたことから、事業者数が全国的に増加傾向にある。その中には、スポーツ・レクリエーション活動を中心に提供する事業者や、文化・芸術活動など様々な放課後活動の一部にスポーツ・レクリエーションを取り入れている事業者が存在する。しかし、一方でサービスの質に大きなばらつきが生じているなどの課題もあり、質の確保に向けた検討が求められている。

以下に、大阪市内で児童発達支援と放課後等デイサービスの制度を利用した運動・スポーツ活動の提供及び支援を行っている事業者を一事例として取りあげる。

【事例紹介】

事業者：「チットチャット・スポーツ塾」(株式会社チットチャット)

所在地：大阪市

事業名：児童発達支援、放課後等デイサービス

対象：地域在住の障害児(児童発達支援及び放課後等デイサービスの受給者証保有者)

形式：マンツーマン指導(少人数のグループ支援を行う場合もある)

時間：40分/回

頻度：1人当たり月2回程度

内容：トランポリン、キャッチボール、跳び箱、鉄棒、バランスボール、フラフープ等々

※種目は子供自身が選択する。

※子供の状態によって、散歩など屋外で活動する場合もある。

備考：

- ・大阪市内に3店舗あり、1店舗当たり約140名の子供が利用登録している(2016年2月現在)。
- ・利用者の9割は自閉症の子供である。特別支援学校よりも普通学級に通う子供の割合の方が高い。
- ・マンツーマン指導を基本に、運動・スポーツをツールとした子供の主体性を引き出すコーチングを実施している。

現状と課題：

- ・大阪市では、福祉サービス事業者の認可基準等、他の自治体と比べて柔軟な部分が多い。そのため、チットチャット・スポーツ塾のように、児童発達支援と放課後等デイサービスの両方の制度を利用した多機能型の事業所が存在する。また、屋外での活動も認められているなど、サービス内容に関する制限も少なく、利用者の要望に合わせた事業展開がしやすい環境にある。
- ・自治体によっては、福祉制度の解釈が異なり、事業者のサービス内容に地域差が生じている。

障害児入所支援

都道府県が実施主体となる障害児入所支援は、「福祉型障害児入所施設」と「医療型障害児入所施設」に分類される。いずれも、障害児入所施設または医療機関での保護とともに、日常生活の指導や地域生活への移行を支援するものであるが、医療型障害児入所施設では、併せて医療的ケアが提供される。障害の種類や程度、医療的ケアの有無などによって内容は様々ではあるが、日中の活動や機能訓練、余暇時間のレクリエーション活動のひとつとして運動・スポーツが活用されている場合がある。

図表 2-4 障害児通所支援・障害児入所支援と運動・スポーツの関わり

市町村

区分	事業名	内容	運動・スポーツの実施・活用	具体例
障害児通所支援	児童発達支援	児童発達支援センターによる地域支援、児童発達支援事業による療育・機能訓練の場の提供	○	療育や機能訓練のプログラムとして
	医療型児童発達支援			
	放課後等デイサービス	放課後や長期休暇中、生活能力向上のための訓練等、放課後等の居場所づくりの推進	◎	放課後活動、余暇活動のプログラムとして
	保育所等訪問支援	集団生活の適応のための専門的な支援を提供、保育所等の利用促進		

都道府県

区分	事業名	内容	運動・スポーツの実施・活用	具体例
障害児入所支援	福祉型障害児入所施設	保護、日常生活の指導、地域移行や自立に必要な知識技能の付与及び治療	○	日中活動や機能訓練のプログラムとして
	医療型障害児入所施設			

注 1) 調査 1(文献調査)及び調査 2(事例調査)の結果に基づき、「運動・スポーツの実施・活用」欄に○または◎を示している。

3. 調査結果(事例調査)

調査 1(文献調査)を踏まえ、福祉サービスを通じた障害者のスポーツ活動の支援状況を把握するため、地域特性の異なる3自治体を対象に、移動支援を中心とした事例ヒアリング調査を行った(図表 2-5)。

なお、ヒアリング調査で得られた主な知見は、以下のとおりであった。

日常的なスポーツ参加を促す上で、移動支援の果たす役割は大きい

障害者にとって移動は運動・スポーツ活動の障壁のひとつであり、地域生活支援事業の移動支援、自立介護給付の同行援護や行動援護は、障害者スポーツの振興に重要な福祉サービスである。

移動支援の給付基準、算定対象、給付量には地域差がある

移動支援は自治体の裁量によって給付基準や算定対象が定められるため、人口規模や福祉関連予算、公共交通機関の整備状況等により、地域間の差が大きい。全国的には移動支援の事業者数は増加傾向にあるが、自治体によっては、移動支援を提供できる事業者数が不足している地域もある。

健康維持や余暇活動を目的とした散歩、ウォーキング、公共プールの利用が多い

移動支援を通じた運動・スポーツ活動の利用例としては、比較的運動強度が低く、安全性の確保がしやすい散歩やウォーキング、公共プールの利用などが多い。自治体によっては、自宅から目的地までの移動だけではなく、運動・スポーツの活動中もヘルパーの支援を認めている場合がある。

ヘルパーの人材不足が課題

登録されているヘルパーは年代や性別に偏りがあり、利用者が運動・スポーツ活動中の支援を希望する際、同行・介護できるだけの体力や技術を持ち合わせているヘルパーを探すことが困難な場合がある。また、福祉サービスに民間事業者が参入することについては、福祉系の雇用状況が改善されるという良い面もあるが、一方で、質の高い技術と専門性をいかに確保するかが課題となっている。

図表 2-5 事例ヒアリング調査で対象とした地方自治体

自治体名	主管部署	移動支援の特徴
愛知県豊田市	市民福祉部 障がい福祉課	特に年齢制限は設けていない、18歳以上は月30時間(上限目安50時間) 市外への利用も可能、宿泊は初日のみ最大8時間まで支給 プール利用中も算定対象(スイミングスクールは除く)
広島県呉市	福祉保健部 障害福祉課	障害児・者(未就学児を除く)を対象、1人当たりの上限時間は月50時間 市内外(県外も含む)への利用が可能であり、宿泊も対象としている ヘルパー1人に対して最大5人までのグループ支援が可能
東京都足立区	福祉部 障がい福祉課	原則、小学4年生以上を対象、1人当たり月16時間が目安 区外への移動も可能、宿泊は不可 通所・通学・通園について、止むを得ない理由で短期間の利用を必要とする際には、所定の会議で承認の上、認められる場合がある

愛知県豊田市

【特徴】

地域自立支援協議会を組織・運営し、地域の福祉課題解決に向けた体制を構築
年齢を問わず利用者のニーズに応じた柔軟な移動支援を展開

1. 概要

(1) プロフィール

人 口:422,655 人(2015 年 12 月 1 日現在)

総面積:918.9km²

区 分:中核市

(2) 福祉サービスの担当部署について

市民福祉部障がい福祉課では、各種事業の実施・運営とともに、福祉サービスの認知度を高めるため、特別支援学校の保護者を対象に、福祉サービスに関する相談・説明の機会を設けている。また、特別支援学級に通う子供の保護者に対しては、豊田市教育委員会が所管する青少年相談センター(パルクとよた)と連携・協力を図りながら福祉サービスの利用方法を周知する取組を展開している。

2. 地域生活支援事業「移動支援」について

(1) 移動支援の概要

図表 2-6 移動支援の概要(豊田市)

対象年齢	特に年齢制限なし
標準時間/月	スケジュール等による必要量 18歳以上30時間(上限目安50時間)、就学児15時間、未就学児5時間が目安
対象区域	特に制限なし(市外、県外への移動も可能)
通勤・通所 通学・通園	不可(ただし、それまで送迎に関わる支援を行っていた保護者が「入院や病気などにより通常に行っていた送迎ができなくなった場合等」については、一定期間移動支援での対応を認める場合がある。)
習い事	不可 無料であっても3か月以上の活動は対象外
宿泊	可能 1日目のみ最大8時間まで支給(2日目以降は算定対象外)
グループ支援	ヘルパー1人に対して、3人まで支援可能
その他 特記事項	プール利用中の時間も算定対象となる(スイミングスクールは不可)

- 豊田市では 68 の事業者(市内 31、市外 37)が指定を受けている(2015 年 12 月現在)。
- 福祉サービスの認知度の向上、事業者の増加により、利用者数と支給時間は増加傾向にある。
- 基本的には利用者の自宅出発・自宅帰着としているが、自宅以外の場所でヘルパーと待ち合わせ、目的地までの移動や活動中の介助を受けることも可能である。

(2) 移動支援を通じた運動・スポーツ活動の事例

事例①…30代・女性、知的障害（療育手帳）

「運動は得意ではないが体を動かしたい」「泳げるようになりたい」という本人の希望から、移動支援を利用して月に2～3回の頻度で市外の公共プールに通っている。豊田市の移動支援では習い事に該当するスイミングスクールへの参加は認められないため、ヘルパーとともに個人での活動を継続していたところ、ある時から常連の一般利用者たちが泳ぎ方のアドバイスしてくれるようになり、現在では長い距離を泳げるようになった。

事例②…40代・男性、知的障害・自閉症（療育手帳）

健康維持を目的にウォーキングを実施している。てんかんの発作があり、また、環境の急激な変化に対応することが難しいことから、本人の生活リズムを保つため、同一のヘルパーが同じ曜日に移動支援サービスを提供している。自宅から豊田スタジアムまでバスを使って移動し、外周を6周(約6km程度)歩いている。スタジアムを1周するごとに手にシールを貼り、利用者が達成感を得られるような工夫をしている。雨の日は近隣の体育館で、同様のウォーキングを実施している。いずれもヘルパーは自宅から同行する。

事例③…30代・男性、知的障害・自閉症（療育手帳）

ダイエットを目的に、移動支援を利用して週2回の頻度でヘルパーと一緒にウォーキングを行い、自宅から豊田スタジアムを1往復している(約7km程度)。本人の家族と事業所との相談により、普段のウォーキングにさらに楽しみや喜びを加えるため、気候の良い時季には、市内の猿投山や大滝溪谷などをヘルパーとともに登るなど、歩くコースを変えることもある。

- 近年、プールやウォーキングのほかに、移動支援を利用してマラソン大会への出場を希望する者も増えている。その際、ヘルパーが伴走者として同行する場合もある。また、マラソン大会に友人など複数で参加を希望する場合には、グループ支援が行われることもある。
- 余暇活動や社会参加、健康維持を目的として、移動支援を活用した運動・スポーツ活動のニーズは一定数あるが、希望する曜日や時間が重なることによって、派遣できるヘルパーが不足することがある。また、ヘルパー自身の年齢や体力的な問題から必ずしも全ての要望に事業所が対応できない場合もあり、人材の確保が今後の課題である。

(3) 地域自立支援協議会による地域課題の検討

- 豊田市では、2007年から地域自立支援協議会を組織・運営しており、地域の福祉課題の解決に向けた検討が行われている。地域自立支援協議会では、相談支援専門員を中心とした担当者会議で地域課題の抽出と共有が行われ、次に、学識、当事者団体、地元企業、社会福祉・教育・行政関係者で構成される運営会議で福祉サービスの改善案や新たな制度づくりに向けた協議が行われる。
- 現在では、年齢に限らずプールの利用も移動支援の内容として認められているが、当初は水難事故などへの懸念から児童のプール利用は認めていなかった。しかし、地域から多くの要望があり、2008年の協議会を経て、児童についてもプールへの移動支援が認められるようになった。

広島県呉市

【特徴】

障害者基本計画及び障害者福祉計画の具体的な数値指標に基づく福祉サービスを展開
障害児・者(未就学児を除く)を対象に個人やグループの幅広い活動に対応する移動支援を実施

1. 概要

(1) プロフィール

人 口:233,439 人(2015 年 10 月末現在)

総面積:352.8km²

区 分:施行時特例市(2016 年 4 月 1 日に中核市に移行)

(2) 福祉サービスの担当部署について

呉市障害福祉課では、2015 年 3 月に策定された「呉障害者基本計画」及び「呉市障害福祉計画」の基本方針や具体的な目標値に基づき、障害者の支援施策の総合的な推進と福祉サービス提供体制の確保等に向けて、各種事業を展開している。

2. 地域生活支援事業「移動支援」について

(1) 移動支援の概要

図表 2-7 移動支援の概要(呉市)

対象年齢	小学生以上(未就学児は対象外)
標準時間/月	1人当たり月50時間を上限とする
対象区域	特に制限なし(市外、県外への移動も可能)
通勤・通所 通学・通園	不可 大会参加等に必要な移動については認める場合がある
習い事	1年以内に終了する習い事や教室であれば対象とする (1年以上の習い事であっても週3日までの利用であれば認める)
宿泊	可能(全日程分が算定対象となる)
グループ支援	ヘルパー1人に対して、最大5人まで支援可能
その他 特記事項	補助のため利用者と一緒にヘルパーがプールに入る場合も算定対象となる

- 2015 年 12 月現在、呉市では 50 の事業者(市内 37、市外 13)が指定を受けている。
- 計画相談による福祉サービスの利用促進効果もあり、利用者数は増加傾向にある。特に、買い物、散歩、レジャーを希望する者が多い。
- 障害種別の利用者の割合は、知的障害が最も多く、全体の 50%以上を占めている。次いで、身体障害(肢体不自由)、精神障害が続く。

(2) 移動支援を通じた運動・スポーツ活動の事例

事例①…30代・男性、知的障害（療育手帳）

健康の維持増進を目的に、移動支援を利用して、毎週土曜に自宅から市内の温水プールへ通っている。毎回、同じヘルパーが同行し、プール内での活動を含めて2時間程度支援している。平日は作業所での生活介護を受けているが、週1回プールで体を動かすことが本人の気分転換や楽しみに繋がっている。本人、家族ともにサービス内容の継続を希望している。

事例②…30代・女性、知的障害（療育手帳）

本人の意向で一般就労を目指し、日中は就労移行支援施設に通所している。帰宅後の余暇時間や趣味の充実のため、毎週木曜に移動支援を利用して、市内の体育館で開催されているジャズダンス教室に参加している。対応するヘルパーとも気が合うことから、行き帰りの移動を含めて楽しみにしている。また、別の曜日には、習字や銭湯に行くなど、積極的に様々な活動に取り組んでいる。

事例③…30代・男性、知的障害（療育手帳）

平日は通所施設での生活介護や日中一時支援を受けている。余暇時間に積極的に体を動かすことを目的に、毎週土曜の午前中に移動支援を利用して、散歩やプール、買い物を中心に2時間の外出をしている。本人や同居する家族の状況から、利用時間の延長なども検討されている。

- 移動支援を通じた運動・スポーツ活動の内容としては、自宅から市内のプールや体育館への移動が多い。ヘルパーがプールまで同行し、補助のため利用者と一緒にプールに入る場合も支援内容の対象として算定される。
- 呉市の中心部は公共交通機関が整備されており、電車や路線バスでの移動が主となるが、島しょ部では移動手段が限られるなどの課題がある。目的地までの移動の手段として、自家用車の利用も認めているが、ヘルパーが運転中の時間は移動支援として算定することはできない。

(3) 移動支援とその他福祉サービスとの関係

- 障害児を対象とした放課後等デイサービスの利用者が増えており、日中一時支援の利用者が減少傾向にある。呉市では基本的に放課後等デイサービスに関わる送迎は移動支援の対象とはしていない。
- 65歳以上の障害者の場合、介護保険で対応できる移動・用務内容については移動支援の対象から除かれる。市内で障害のある高齢者は増加傾向にあり、介護保険と移動支援の両方を利用する者が増えている。

東京都足立区

【特徴】

誰もが普通に暮らせる社会に向けて、必要にして十分なサービスの提供と質の確保に取り組んでいる
本人や家族等介護者の個別状況に応じた柔軟な移動支援を実施している

1. 概要

(1) プロフィール

人口:678,560人(2015年12月1現在)

総面積:53.2 km²

区 分:特別区

(2) 福祉サービスの担当部署

福祉部障がい福祉課では、「障がい者計画～あだちノーマライゼーション推進プランⅡ～(平成24～29年度)」及び「足立区第4期障がい福祉計画(平成27～29年度)」に基づき、心身障がい児・者に関わる福祉施策の計画、推進及び調整等を行っている。区内には5つの福祉事務所があり、障害者総合支援法や児童福祉法など、各種法令に基づく個別の援護を実施している。精神障害者については、衛生部の各保健センターで援護を行っている。

2. 地域生活支援事業「移動支援」について

(1) 移動支援の概要

図表 2-8 移動支援の概要(足立区)

対象年齢	原則小学校4年生以上
標準時間/月	月16時間を目安とする
対象区域	特に制限なし(区外、他府県への移動も可能)
通勤・通所 通学・通園	原則不可
習い事	危険を伴うスポーツ等でなければ可 週2回程度まで
宿泊	不可
グループ支援	なし(個別型及び車両移送型支援を実施)
その他 特記事項	通所・通学・通園について、止むを得ない理由で短期間の利用を必要とする際には、所定の会議で承認の上、認められる場合がある

- 現在 180 の事業者が区の指定を受けている。
- 社会参加の意志・意欲の高まりと機会の充実により、利用者数と利用時間は増加を続けている。
- 利用者の障害種別の内訳は、成人は身体障害の割合が最も高く、児童は知的障害の割合が高い。
- 移動支援の利用申請に対して、本人や家族、介護者の状況を踏まえ、サービス提供内容や利用時間など、福祉事務所間で共有を図りながら個別の状況に応じた柔軟な対応をしている。

(2) 移動支援を通じた運動・スポーツ活動の事例

事例①…40代・女性、知的障害（愛の手帳）・身体障害（肢体）

余暇活動の一環で移動支援を利用し、トランポリン教室(月 5 回)やムーブメント教室(音楽に合わせて自由に体を動かすなど、集団活動での動きをとおして参加者とのコミュニケーションを図り自主性・自発性を促す活動)(月 3 回)に通っている。本人は体を動かすことが好きで、毎回活動に参加することを楽しみにしている。突発的な行動が見られるため、常に付き添う必要があり、活動先のスタッフのみで対応することが困難であることから、ヘルパーによる活動中の支援を認めている。

事例②…40代・女性、知的障害（愛の手帳）

幼少期からスイミングスクールに通い、水泳の指導を受けてきた。現在では、全国障害者スポーツ大会の代表候補選手として選出されるほどの実力をつけている。自宅から区内の公共プールまでの送迎、練習後の食事を楽しむひと時に移動支援を利用している。なお、プール内では水泳指導者の補助があるためヘルパーの利用はない。

- 特別支援学校に通う子供を中心に、体力向上を目的とした散歩のニーズが高まっている。
- 中学・高校年代の子供などは、体力を発散して寝つきを良くするために移動支援で散歩などの外出を希望するケースもある。

2. その他の福祉サービスについて

(1) 同行援護を通じた運動・スポーツ活動の事例

事例①…60代・男性、身体障害（視覚）

自営業で生計を立てており、休みの日には買い物、余暇活動の充実のために、同行援護を利用して外出をしている。以前より、サウンドテーブルテニス(STT)の大会に数多く出場しており、現役選手として東京パラリンピック出場も見据え、東京都障害者総合スポーツセンター(北区)などの施設を利用して、練習に励んでいる。

- 2011 年に、視覚障害者の日常生活に必要な外出支援は、地域生活支援事業の移動支援から自立支援給付の同行援護に移行した。
- 足立区では、提供時間や事業者の状況から同行援護で対応できない場合には、移動支援での対応が可能かどうかを検討する担当者会議が開かれる。

3. 地域保健福祉推進協議会による計画策定と計画実施の検証

- 足立区では、学識、区議会議員、区内関係団体、区職員から構成される地域保健福祉推進協議会を設置し、地域福祉計画の策定と計画実施の検証を実施している。協議会には、介護保険・障がい福祉専門部会が設けられており、福祉サービスをはじめとする福祉行政についての議論が行われている。
- 学識、障害者施設職員、当事者団体等から成る地域自立支援協議会との横断的な連携・協力体制の構築が今後の課題である。